

## 愛知県嚴重警戒措置に伴う対応について

このたび、まん延防止等重点措置の解除に引き続き、愛知県嚴重警戒措置が実施されることに伴い、下記のとおり対応しますのでお知らせします。

ただし、対応内容や期間については、名古屋市の感染状況等を踏まえ、変更する場合があります。

### 記

#### 1 施設における対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために施設使用の取り止めを行う場合で、施設の使用の前までに使用取消の申し出があったときは、利用料金を全額還付していただいておりますが、対象期間を下記の通り延長します。

##### (1) 対象期間

**変更前：令和3年4月1日（木）から6月20日（日）までの利用分**

**変更後：令和3年4月1日（木）から8月11日（水）までの利用分**

##### (2) 取扱内容

上記(1)の対象期間内の利用について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等を目的として施設の使用許可を取り消す場合で、施設の使用の前までに申し出があったときには、利用料金の全額を還付することができます。

なお、使用取消の申し出は、電話によるものでも差し支えありません。

##### (3) 利用料金の半額のみを還付したものの取り扱い

7月12日以降の利用分で、既に使用取消の申し出を受け、利用料金の半額を還付しているものについては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等を目的とした使用取消である場合は、利用者の申し出に基づき、残りの半額についても、還付することができます。

##### (4) 8月12日以降の利用分の取扱い

上記(1)の還付対象期間終了後の令和3年8月12日以降の利用分に係る使用取消の申し出については、通常どおり、使用日の7日前までの申し出であれば全額、それ以降の申し出の場合は半額を還付することができます。

#### 2 その他

7月12日（月）利用分から、施設の利用時間は通常通り21時までとなります。